

# 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
- 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。
  - ※ これに併せ、医療扶助の受給者番号等について医療保険の被保険者番号等と同様に受給者番号等の告知要求制限等の個人情報保護に係る法的整備を行う。

## 【現行の医療扶助の受診】



## 【オンライン資格確認の導入】



【施行時期】：公布の日(R3.6.11)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(一部を除く)

# デジタル・ガバメント実行計画（抄）令和元年12月20日改定（閣議決定）

## 7.4 マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進について（◎内閣府、内閣官房、関係府省）

### (1) 各種カード、手帳等との一体化等の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を別紙4の工程表に沿って推進する。

## ○デジタル・ガバメント実行計画（抄）（令和元年12月20日閣議決定）

別紙4：マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表（生活保護制度関係抜粋）





# 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要（令和3年法律第66号）

## 改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

## 改正の概要

### 1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

#### (1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上（※）であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合、複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）、政令で規定。

※長期療養受診患者等への配慮措置として、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

#### (2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

#### (3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

### 2. 子ども・子育て支援の拡充

#### (1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

#### (2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料（税）について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

### 3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進（予防・健康づくりの強化）

#### ○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

### 4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 等

## 施行期日

令和4年1月1日（ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年2月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日（令和3年6月11日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

# 医療扶助に関する検討会について

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要がある。

また、医療扶助については、従来から、頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとする。

## 【意見聴取内容】

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

## 【進め方】

- 令和2年7月15日 第1回  
10月21日 第2回
  - 令和2年以内にオンライン資格確認に関する議論を行う。(11月30日、医療扶助のオンライン資格確認導入について(方向性の整理)をとりまとめ。
  - その後、年度内を目処に頻回受診対策等の適正化対策やその他の課題について議論を行う。
- ※ 議論の状況により、議題のテーマの追加やスケジュールの見直しを行う。

## 【構成員】

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 太田 匡彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 尾形 裕也 | 九州大学名誉教授 ※座長      |
| 小塩 隆士 | 一橋大学経済研究所教授       |
| 新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授      |
| 鈴木 茂久 | 横浜市生活福祉部長         |
| 豊見 敦  | 日本薬剤師会常務理事        |
| 野田 誠一 | 兵庫県地域福祉課長         |
| 林 正純  | 日本歯科医師会常務理事       |
| 藤村 睦人 | 高知市福祉管理課長         |
| 松本 吉郎 | 日本医師会常任理事         |

# 医療扶助のオンライン資格確認導入についての方向性の整理（概要） （令和2年11月30日「医療扶助に関する検討会」報告書）

## 【医療扶助での対応の必要性】

（事務コストの低減）

- 現在医療機関毎に作成されている毎月の医療券の発行事務は、福祉事務所にとって事務負担感が強い。
- 資格の変更をより即時的かつ確実な確認により、保護廃止後の診療報酬請求等の事例を防ぐことが可能。

（より良い医療の提供）

- 被保護者を、診察時に特定健診情報等が閲覧が可能となる等のより良い医療サービスの提供の対象とする必要がある。

（制度の信頼性の向上等）

- 写真付きのマイナンバーカードによる確実な本人確認と資格確認ができる。
- 医療保険被保険者のマイナンバーカードを使った資格確認が普及していくなか、被保護者のみ医療機関の窓口での資格の確認方法が異なるという状況を避ける必要がある。

## 【医療扶助の特性を踏まえたオンライン資格確認の導入】

（効率的な制度構築）

- 医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用し、被保護者の資格情報を福祉事務所が登録、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。

（医療扶助特有の機能）

- 医療扶助は、医療保険と異なり、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、自己負担を徴収せずに適切な受診を確保している。
- こうした仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。可能な限り速やかに資格等の反映が行われるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検討する。  
※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な委託が可能となる仕組みとする。
- マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認には、被保護者にとって医療券を福祉事務所の窓口に取りに行くという手間が不要等のメリットがある。加えて、医療機関でこれまでよりも確実な資格確認と本人確認を行うことができるほか、福祉事務所が医療券を発行する事務負担を軽減することができる。こうした点を踏まえ、今後の普及状況も踏まえつつ、医療扶助の資格確認は原則としてマイナンバーカードにより行う運用とする。マイナンバーカードは、被保護者にとって取得しやすい公的身分証であり、日常生活や自立に向けた活動にも有用であることといったメリットも踏まえ、取得促進を進める。
- 医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合の受診等については、医療券を併用する等の措置により、必要な受診に支障がないようにする。運用についての検討、システム改修に要する期間等を踏まえ、施行までに十分な時間を確保する必要。